

【林野庁周知依頼】「道路交通法施行規則の一部を改正する 内閣府令」の公布等について

全市連 会員各位

標記の件、林野庁から林業関係団体宛に、下記のとおり周知依頼がありましたので、お知らせします。

この度、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」(以下「改正府令等」といいます。)については、8月15日に公布され、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯び有無の確認等の義務に係る規定は適用しないこととする暫定措置を廃止する規定については、令和5年12月1日から施行されることとなりました。

また、改正府令に伴い、都道府県警察宛てに「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等について(通達)」(令和5年8月15日付け警察庁丁交企発第201号ほか(以下「通達」といいます。))が発出されています(別添)。

通達では、改正府令に関し安全運転管理者の業務について留意いただきたい事項も示されておりますことから、安全運転管理者を選任している企業等におかれましては、改正府令の施行後、その義務が正しく履行されるよう改正内容の周知をお願いします。

https://www.zennichiren.com/keijiban/pdf/230830_1.pdf